

「高松市障がい者ガイドブック」正誤表（R6.4.1現在）

ページ	制度	箇所		新しい内容										
1	児童扶養手当	対象者	変更	国民年金及び厚生年金の障がい等級1級に該当する方(2級は診断書による判定)										
2				目	耳	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	療育	精神	※7 細かい要件があるため、各相談窓口機関に問い合わせる必要有。	
	特別支援学級	対象者	変更	※7	※7		※7	※7	※7	※7	全	※7		
	通級指導教委室	対象者	変更			全								※7
	特別支援学校		追記	※7	※7		※7	※7	※7	※7	※7	※7	※7	
	特別障害給付金	内容	追記	①又は②に該当する方のうち、任意加入の対象だったが、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級に該当する障がいのある方。ただし、65歳到達前日までにその障がい状態に該当した方。なお、障害年金を受給できる方は対象外。 ① 昭和61年3月以前に会社員等の配偶者だった方 ② 平成3年3月以前に学生だった方										
3	所得税・個人住民税の所得控除	窓口	変更	▶所得税：勤務先、国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901、高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205										
	相続税の控除	窓口	変更	・国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ・高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205										
4	贈与税の非課税	内容・窓口	変更	特定障がい者(特別障がい者及び一定の要件を満たす障がい者)が受益者とする「特定障害者扶養信託契約」により、金銭・有価証券その他の財産が信託会社などに信託したときは、その信託受益権の価額のうち、6,000万円(特別障がい者以外の方は3,000万円)までは非課税となります。 ・国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ・高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205										
2	電話リレーサービス	対象者	追加	目	耳	音声・言語	上肢	下肢	体幹	内部	療育	精神		
4		制度	追加		全	全								
				聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間365日、緊急通報機関への連絡が可能です。 ▶一般財団法人日本財団電話リレーサービス ☎03-6275-0912										
6	障害児福祉手当	対象者	変更	① おおむね身体障害者手帳1級または2級程度の身体の機能の障害のある方										
7	香川県心身障害者扶養共済制度	控除のお問い合わせ	変更	・国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 ・高松国税局 電話相談センター 聴覚障がい者用 FAX 831-3205										
		申請に必要なもの	変更	⑤ 年金管理者指定届書(障がい者に年金管理が困難な場合) ⑥ ⑤を提出する場合、年金管理者と障がい者の関係を証明する書類(戸籍謄本等)										
		窓口	変更	障がい福祉課 23番窓口 ☎839-2333 のみ										



ページ	制度	箇所		新しい内容
11	障害者福祉タクシー助成制度	注釈	変更	(※2) ・補装具の交付により、車いすを利用している方 ・下肢、体幹、内部障害1級～4級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して車いすをレンタルしている方 ・上記の身体障害者手帳を所持している方のうち、日常生活において車いすの利用なしには外出することが困難である方 (※3) ・補装具の交付により、車いすを利用している方 ・下肢、体幹、内部障害1級～2級の身体障害者手帳を所持している方のうち、介護保険を利用して電動車いすをレンタルしている方 ・上記の身体障害者手帳を所持している方のうち、日常生活において車いすの利用なしには外出することが困難である方
13	日常生活用具の給付	申請に必要なもの	変更	※人工内耳用外部装置、及び人工内耳用電池の申請には、初回のみ人工内耳を装着している証明(装用カード等)が必要です。
15	点字ディスプレイ	対象者	変更	視覚2級以上、又は聴覚2級以上
	暗所視支援眼鏡	品目	追加	【対象年齢】小学生以上 【対象者】視覚、難病 【限度額】434,500円
16	紙おむつ	対象者	変更	身体障害者手帳1級、膀胱・直腸機能障がい3級以下、脳原性運動機能障がい2級以下又は療育手帳㊟を持ち、排便排尿の意思表示やトイレでの定期排便が困難である方(ストマ用装具の使用が困難である方のみ)
19	児童発達支援(児)	内容	追記	または、各障がいに応じた専門的な訓練や医療的ケアを行います。
	医療型児童発達支援(児)	制度	削除	
27	広聴広報課	名称	変更	広聴広報・シティプロモーション課